

消 防 局 告 示 第 5 号

令和3年(2021年)10月1日

下関市火災予防条例(平成17年条例第315号)第16条第1項の規定による避雷設備(避雷針)を、次のように指定する。

下関市消防局長

避雷設備を指定する件

避雷設備は、日本産業規格(産業標準化法、昭和24年法律第185号)A4201(建築物等の雷保護(避雷針))に適合するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
(平成17年消防局告示第1号の廃止)
- 2 下関市火災予防条例(平成17年条例第315号)第16条第1項の規定による避雷設備(避雷針)を指定する告示(平成17年消防局告示第5号)は、廃止する。